

件名	愛媛県国民健康保険調整交付金交付条例の一部を改正する条例
主管課	長寿介護課国民健康保険室
根拠法令等	国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成20年2月1日公布、平成20年4月1日施行）
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令の一部が改正され、同政令の題名が「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」に改められたことに伴う規定整備</p> <p>（調整交付金の種類）</p> <p>第2条 調整交付金は、普通調整交付金及び特別調整交付金とする。</p> <p>2 普通調整交付金は、規則で定めるところにより、予算の範囲内で、市町に対し、<u>国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（昭和34年政令第41号）第2条第1項各号に掲げる額の合算額に規則で定める率を乗じて得た額に相当する額を交付する。</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><u>国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令</u></p>	
施行日	公布の日
<p><b>【その他参考事項】</b></p> <p>調整交付金の概要</p> <p>国民健康保険制度における医療費の適性化と保険運営の安定化を図るため、三位一体改革の一環として、保険給付費等に要する費用に対する国庫負担が見直されたことに伴い創設された制度で、県レベルで行うべき医療費や所得等の格差の調整や市町の国保財政安定のために必要な取組み等に対し交付金を交付するものであり、<u>その交付方法を条例で定めている。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険法 （調整交付金等）</li> </ul> <p>第72条の2 都道府県は、当該都道府県内の市町村が行う国民健康保険の財政を調整するため、政令の定めるところにより、<u>条例で、市町村に対して都道府県調整交付金を交付する。</u></p> <p>2 前項の規定による都道府県調整交付金の総額は、算定対象額の100分の7に相当する額とする。</p> <p>国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の改正の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調整交付金交付額の算定基礎としている保険給付費等の内容の一部改正（第2条） 老人保健医療費拠出金 前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金</li> </ul> <p>平成20年度交付金（予算）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>普通調整交付金 5,091,346千円 定率国庫負担金減少額の補填を目的として、市町保険者に対して交付金総額の7分の6を交付する。</li> <li>特別調整交付金 848,558千円 保健事業や収納率向上のための取組み等に対して、市町保険者に対して交付金総額の7分の1を交付する。</li> <li>計 5,939,904千円</li> </ul>	